

大阪市人事委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

大阪市人事委員会

委員長 西出 智幸

大阪市人事委員会規則第 6 号

大阪市人事委員会公印規則の一部を改正する規則

大阪市人事委員会公印規則の一部を（昭和45年大阪市人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前					
<p>(公印監守者)</p> <p>第 4 条 公印監守の責に任ずるため、公印監守者を置き、<u>行政委員会事務局総務部総務課長</u>をもってこれにあてる。</p> <p>別表第 1</p> <p>[表 別紙 2 挿入]</p> <p>別表第 2</p> <p>[1 略]</p> <table border="1" data-bbox="188 1579 595 1861"><tr><td data-bbox="193 1585 368 1832">2 大阪市人事 委員会委 員長之印</td><td data-bbox="416 1585 576 1832">2 の 2 大阪市人 事委員会 委員之印</td></tr></table> <p>[3・4 略]</p>	2 大阪市人事 委員会委 員長之印	2 の 2 大阪市人 事委員会 委員之印	<p>(公印監守者)</p> <p>第 4 条 公印監守の責に任ずるため、公印監守者を置き、<u>行政委員会事務局総務課長</u>をもってこれにあてる。</p> <p>別表第 1</p> <p>[表 別紙 1 挿入]</p> <p>別表第 2</p> <p>[1 同左]</p> <table border="1" data-bbox="810 1579 1409 1861"><tr><td data-bbox="815 1585 991 1832">2 大阪市人事 委員会委 員長之印</td><td data-bbox="1031 1585 1190 1832">2 の 2 大阪市人事 委員会委 員長職務 代理者之印</td><td data-bbox="1230 1585 1390 1832">2 の 3 大阪市人 事委員会 委員之印</td></tr></table> <p>[3・4 同左]</p>	2 大阪市人事 委員会委 員長之印	2 の 2 大阪市人事 委員会委 員長職務 代理者之印	2 の 3 大阪市人 事委員会 委員之印
2 大阪市人事 委員会委 員長之印	2 の 2 大阪市人 事委員会 委員之印					
2 大阪市人事 委員会委 員長之印	2 の 2 大阪市人事 委員会委 員長職務 代理者之印	2 の 3 大阪市人 事委員会 委員之印				
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の [] の記載は注記である。</p>						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

[別表第1 別紙1]

名称	ひな型	書体	寸法
[同左]			
<u>人事委員会委員長職務代理者印</u>	2の2	てん書	方 23
人事委員会委員印	2の <u>3</u>	てん書	方 23
[同左]			

[別表第1 別紙2]

名称	ひな型	書体	寸法
[略]			
[削る]			
人事委員会委員印	2の <u>2</u>	てん書	方 23
[略]			